

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、私の妻が、毎月、役場に向いて支払っていた。私が住む地区には、私と名前がよく似た男性がおり、私あての郵便物がよく誤配されるので、私の国民年金納付記録についても同人と混同されているのではないかと。申立期間について納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻の厚生年金保険加入に伴い、国民年金の強制加入から任意加入へ切り替える手続を毎回適切に行っており、年金の未加入期間がみられないことから、申立人の年金に対する意識は高かったものと判断される。

また、申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時同居していた申立人の妻も国民年金保険料を完納しており、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 6 月 1 日以降に払い出されたものと推測され、申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

加えて、申立人は、同じ地区に、申立人と名前がよく似た男性が居住しており、申立人の保険料納付の記録が誤ってその男性に記録されたのではないかと申し出ているところ、社会保険庁の記録によると、その男性の場合、国民年金加入期間 192 か月（昭和 45 年 1 月から 60 年 12 月まで）のうち、保険料を納付したのはわずか 15 か月で、その大半が保険料未納又は納付免除

の期間となっているにもかかわらず、申立人の申立期間と重複する昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの期間については保険料を納付した記録となっており、記録に不自然な面がうかがわれることから、申立人の納付記録が誤ってその男性の記録とされた可能性も推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月9日から32年10月26日まで

昭和60年代に父と社会保険事務所に行き、A社で働いていた期間の厚生年金保険加入記録について確認したところ、当時の担当者は「つながつた。大丈夫。」と言っていた。

平成4年に事業所を退職し、年金の裁定請求手続をした時に、社会保険庁の人から「A社で働いていた期間は脱退手当金を受給したことになっているので厚生年金保険被保険者期間とならない。」と言われ、以前確認した内容と相違していたので驚いた。

私は、申立期間の事業所を昭和32年10月に退職し、退職後すぐ帰郷し、失業保険をもらったが脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間後の複数の期間についても、すべて申立期間と同一記号番号で管理されていることを踏まえ、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものとして認識していたとは考え難い。

また、脱退手当金として支給されたとする額(7,450円)は、法定支給額(14,950円)と大幅に相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年4月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月17日から同年5月1日まで

系列会社内の人事異動であるにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。当該期間については、給与から厚生年金保険料も控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、社員名簿並びに雇用保険の記録により、申立人はA社に平成8年4月16日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成8年5月1日であるが、法人登記簿により、同年4月17日に法人として設立していることが確認できることから、同社は、同日から適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年4月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月17日から同年5月1日まで
系列会社内の人事異動であるにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。当該期間については、給与から厚生年金保険料も控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、社員名簿並びに雇用保険の記録により、申立人はA社に平成8年4月16日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成8年5月1日であるが、法人登記簿により、同年4月17日に法人として設立していることが確認できることから、同社は、同日から適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年4月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成8年4月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月1日から同年4月16日まで
② 平成8年4月17日から同年5月1日まで

系列会社内の人事異動であるにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。当該期間については、給与から厚生年金保険料も控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、給与明細書並びに社員名簿の記録により、申立人はA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日を平成8年4月16日とすべきところ、誤って同年2月1日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び同年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、給与明細書並びに社員名簿の記録により、申立人はB社に平成8年4月16日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、B社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成8年5月1日であるが、法人登記簿により、同年4月17日に法人として設立していることが確認できることから、同社は、同日から適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 6 月 1 日に A 事業所に臨時職員として採用され、42 年 11 月 1 日に準職員として本採用されるまで、B 支店、C 支店等で勤務したが、同事業所における厚生年金保険加入の記録は、41 年 8 月 1 日資格取得となっているので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 事業所が保管する個人履歴書により、申立人が申立期間において臨時職員として A 事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、同事業所は、「申立期間当時、臨時職員を厚生年金保険に加入させるかどうかについては各事業所の裁量に委ねられており、A 事業所では、当時臨時職員であった申立人を厚生年金保険に加入させていなかった。」と説明している。

また、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた複数の同僚についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する A 事業所の厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。